

特殊詐欺事件の発生について

1 認知日

令和8年9月9日（水）

2 発生日

令和8年9月2日（水）から同月8日（火）までの間

3 被害品

- (1) 電子マネー 合計60万3,800円相当
- (2) 現金 合計48万円

4 被害者

和歌山市内に居住する20代男性

5 状況

令和8年9月2日、被害者が自宅でSNSを見ていたところ、「デートしませんか。」などというダイレクトメッセージを受け、別のSNSでやりとりを始めました。すると、相手から「デート資格を得るためにプログラムの認証を受けてください。認証を受けるには料金を支払う必要があります。支払ったお金は返ってきます。」などと言われ、相手が指定するアカウントに2回にわたり、電子マネー14万1,800円相当を送金しました。

その後、被害者は、支払ったお金の返金を受けるため、相手に自身の口座番号を教えたところ、相手から「口座番号が間違っており二重承認が必要だというエラーが出ています。それを解消するには40万6,200円必要です」などと言われ、2回にわたり、相手が指定する口座に現金合計30万円と、相手が指定するアカウントに2回にわたり、電子マネー16万2,000円相当を送金しました。

そして、返金を求めるため、相手が指示したサイトへログインしようとしたところ、パスワードが間違っておりパスワードが凍結され、さらに相手から「100万円を支払えば解消できます」などと言われ、相手が指定する口座に現金18万円と、相手が指定するアカウントに電子マネー30万円相当を送金しました。

しかし、一向に返金されなかったことから、詐欺の被害に遭っていると思い、警察に届出したものです。

6 その他

詐欺電話の遮断には「国際電話利用休止申込み」や「警察庁推奨アプリ」の利用が大変効果的です。

詳しくは「#みんなとめ」を検索、または最寄りの警察署にお問い合わせください。

万が一、知らない番号から電話を受けた場合はすぐに通話を切り、相談無料の

『ちょっと確認電話』 0120-508（これは）-878（わなや）
に確認してください。